

30川監公第3号

平成30年3月26日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺岡章二

同 植村京子

同 花輪孝一

同 山田益男

## 定期（財務）監査の結果

### 1 監査の種別

定期（財務）監査

### 2 監査の対象

区役所、上下水道局

### 3 監査の範囲

平成28年度及び29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じて他の年度も対象とした。）

### 4 監査の期間

平成29年12月1日から30年3月2日まで

### 5 監査の方法

収入、支出、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、抽出により関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

財務関係法令等に基づき手続を適正に行われたい。

#### （1）不納欠損処分を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号）第58条第1項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

債権管理についてみたところ、不納欠損処分の手続を行っていなかった事例があった。

不納欠損処分を適正に行われたい。

ア 生活資金貸付金返還金

(川崎区役所保健福祉センター保護第1課、大師地区健康福祉ステーション保護課、田島地区健康福祉ステーション保護課、高津区役所保健福祉センター保護課、多摩区役所保健福祉センター保護第1課)

イ 高額介護サービス費返還金

(川崎区役所大師地区健康福祉ステーション)

(2) 国民健康保険料の減免事務を適正に行うべきもの

川崎市国民健康保険条例(昭和33年条例第15号)第39条第1項によると、市長は、必要があると認めるときは保険料を減免するとされている。また、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱によると、所得減少世帯については、減免申請時において把握した収入金額から推計する減免基準所得金額等に応じて保険料を減額することとされている。

所得減少世帯に係る減免についてみたところ、減免基準所得金額の算定に当たり、収入金額の推計の基礎とする月を誤って認定したことにより、減免額を過少に算出している事例があった。

また、国民健康保険料減免事務取扱要領によると、減免基準所得金額の算定に当たり、学生のアルバイト収入については、収入として認定しない範囲が定められているものの、その確認を行っていない事例があった。

国民健康保険料の減免事務を適正に行われたい。

(幸区役所区民サービス部保険年金課)

(3) 徴収すべき金額等に係る意思決定を適正に行うべきもの

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第154条第1項及び川崎市金銭会計規則第44条によると、歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、納入すべき金額等を誤っていないかどうか、その他法令、条例又は契約に

違反する事実がないかどうかを調査し、これをしなければならぬとされている。

市が主催する公演の観劇料に係る徴収事務についてみたところ、市の歳入として調定が行われていたものの、金額や徴収方法についての決裁を経えていなかった。

徴収すべき金額等に係る意思決定を適正に行われたい。

(中原区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

#### (4) 滞納債権の管理を適正に行うべきもの

地方自治法第231条の3第1項によると、普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならないとされており、川崎市債権管理規則(平成26年規則第18号)第4条第1項及び川崎市上下水道局債権管理規程(平成26年上下水道局規程第21号)第4条第1項によると、督促は履行期限後20日以内に督促状を債務者に送付することにより行うものとされている。

また、川崎市債権管理規則第3条によると、歳入徴収者は、その所管に属すべき債権が発生し、又は市に帰属したときは、遅滞なく、債務者の住所、氏名又は名称等を台帳に記録しなければならないとされており、また、台帳に記録した債権についてその管理に関する事務の処理上必要な措置をとったとき等は、その都度遅滞なく、これらの内容を台帳に記録しなければならないとされている。

滞納債権の管理についてみたところ、次の事例があったので、管理を適正に行われたい。

ア 督促状を発していなかった事例

(ア) 老人保護措置費負担金

(中原区役所保健福祉センター高齢・障害課)

(イ) 排水設備指定工事店の指定の手数料

(上下水道局下水道部下水道管理課)

イ 折衝経過等を記録していなかった事例

老人保護措置費負担金、高額介護サービス費返還金

(中原区役所保健福祉センター高齢・障害課)

(5) 延滞金を適正に徴収すべきもの

川崎市債権管理条例(平成25年条例第42号)第6条第1項によると、地方自治法第231条の3第1項に規定する使用料等の税外収入金について同項の規定による督促をしたときは延滞金を徴収することとされている。

市民館使用料の徴収事務についてみたところ、延滞金を徴収していない事例があった。

納期限内に納付した者との公平性を確保する観点から、延滞金を適正に徴収されたい。

(高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(6) 市有財産の貸付に伴う電気料の収入事務を適正に行うべきもの

宮前区役所では、広告付き庁舎等案内表示板設置に係る市有財産貸付契約を行っている。市有財産一時貸付契約書第10条によると、案内板に係る電気料は、市が四半期ごとに発行する納入通知書により、指定する日までに納入することとされている。しかしながら、当該契約に係る電気料は、納入通知書が作成されておらず、借受人から納入されていなかった。

市有財産の貸付に伴う電気料の収入事務を適正に行われたい。

なお、本件は平成26年度の定期監査における指摘を受け改善したものが継続されなかった事例であるため、引継ぎを適切に行われたい。

(宮前区役所まちづくり推進部企画課)

(7) 予算執行同等の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると、支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行同等の手続を適正に行われたい。

（幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、高津区役所まちづくり推進部総務課、道路公園センター管理課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課）

また、相当長期間（6か月以上）にわたり予算執行同等を作成していなかった事例については、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

（幸区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所保健福祉センター保護第1課）

(8) 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第3条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

(川崎区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、中原区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、宮前区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所保健福祉センター高齢・障害課、麻生区役所保健福祉センター高齢・障害課、同地域みまもり支援センター担当)

(9) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、次のとおり所属を問わず発生している事例、反復して発生している事例等があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 複写機の利用に係る収納金の払込みを適正に行うべきもの

複写機の利用に係る収納金について、川崎市金銭会計規則等に定められた期間内に払込みが行われていなかった事例

(幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

イ 広告放映に係る電気料の算定を適正に行うべきもの

事業者負担としている広告放映に係るディスプレイの電気料について、金額の算定における放映時間の取扱いを誤り、過少に算定していた事例

(幸区役所区民サービス部区民課)

ウ 滞納整理簿を適正に作成すべきもの

老人保護措置費負担金の滞納債権について、滞納整理簿の作成を行っていない事例

(高津区役所保健福祉センター高齢・障害課)

エ 収納事務委託の告示等を行うべきもの

収納事務を私人へ委託したことについて、告示等の手続を行っていない

なかった事例

(上下水道局サービス推進部営業課)

オ 固定資産の使用料の算定を適正に行うべきもの

1か月の土地の使用料について、月割で算定し消費税等を非課税とすべきところ、日割かつ課税として算定していた事例

(上下水道局長沢浄水場浄水課)

カ 日本年金機構への届出を適正に行うべきもの

非常勤嘱託員の算定基礎届において、通勤手当を過大に記載したことにより、本来と異なる標準報酬月額で決定され、日本年金機構に納付する保険料の金額が過大となっていた事例

(麻生区役所保健福祉センター児童家庭課)

キ 単価契約に係る契約書等に必要事項を記載すべきもの

一般廃棄物処理業務委託について、支払金額の根拠となる排出量の計算方法を契約書等に記載していなかった事例

(中原区役所まちづくり推進部総務課)

ク 公園施設設置許可手続を適正に行うべきもの

都市公園内における町内会所有の防災用資器材保管庫に係る公園施設設置許可手続が行われていなかった事例

(川崎区役所道路公園センター管理課)

ケ 備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

(中原区役所道路公園センター管理課、高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(イ) 不用の決定又は処分の決定を行っていなかった事例

(川崎区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、大

師支所区民センター、田島支所区民センター、幸区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター保護第1課、同地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、中原区役所危機管理担当、まちづくり推進部生涯学習支援課、区民サービス部区民課、保健福祉センター保護課、道路公園センター管理課、高津区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター保護課、道路公園センター管理課、多摩区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、同生涯学習支援課、区民サービス部区民課、道路公園センター管理課、麻生区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、同生涯学習支援課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、上下水道局総務部管財課、長沢浄水場浄水課)

(ウ) 所在が不明となっていた事例

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、中原区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部区民課、同保険年金課、高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部区民課、保健福祉センター児童家庭課、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当)

(エ) 備品整理簿に登載していなかった事例

(中原区役所危機管理担当、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課)

(オ) 保管換えの手続を行っていなかった事例

(上下水道局サービス推進部南部サービスセンター)

コ 消耗品の管理を適正に行うべきもの

印紙、切手その他消耗品について、物品交付請求手続を行っていなかったこと等により、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

(川崎区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、田島地区健康福祉ステーション、幸区役所危機管理担当、まちづくり推進部生涯学習支援課、保健福祉センター児童家庭課、同高齢・障害課、中原区役所保健福祉センター児童家庭課、同高齢・障害課、同地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、高津区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、同生涯学習支援課、保健福祉センター高齢・障害課、同保護課、同地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター保護課、同衛生課、同地域みまもり支援センター担当、多摩区役所危機管理担当、まちづくり推進部地域振興課、保健福祉センター保護第1課、麻生区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、保健福祉センター衛生課、同地域みまもり支援センター担当)

サ 固定資産の管理を適正に行うべきもの

(ア) 用途廃止の手続を行っていなかった事例

(上下水道局サービス推進部南部サービスセンター、長沢浄水場浄水課)

(イ) 固定資産台帳と消耗工具器具及び備品受払簿に重複して登載していた事例

(上下水道局長沢浄水場浄水課)

シ 会計職員の任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

(ア) 区金銭出納員、区金銭取扱員又は区物品取扱員を任命していなかった事例

(川崎区役所田島地区健康福祉ステーション保護課、幸区役所区民サービス部区民課、保健福祉センター高齢・障害課、道路公園センター管理課、中原区役所まちづくり推進部企画課、区民サービス部区民課、保健福祉センター高齢・障害課、同地域みまもり支援センター担当、高津区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター高齢・障害課、多摩区役所まちづくり推進部企画課、麻生区役所まちづくり推進部企画課、同地域振興課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当)

(イ) 区金銭出納員又は区金銭取扱員を置くこととされていない箇所で任命していた事例

(川崎区役所大師地区健康福祉ステーション、田島地区健康福祉ステーション、中原区役所保健福祉センター児童家庭課、多摩区役所保健福祉センター児童家庭課)

(ウ) 区金銭出納員、区金銭取扱員、区物品出納員、区物品取扱員又は物品受入検査員の任命又は解任の手続が完了していなかった事例

(川崎区役所保健福祉センター児童家庭課、中原区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、高津区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、同生涯学習支援課、区民サービス部区民課、宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所区民サービス部区民課、麻生区役所まちづくり推進部地域振興課、区民サービス部保険年金課、保健福祉センター衛生課)